

201X 10/22 相続の いろは

贈与のすすめ ②

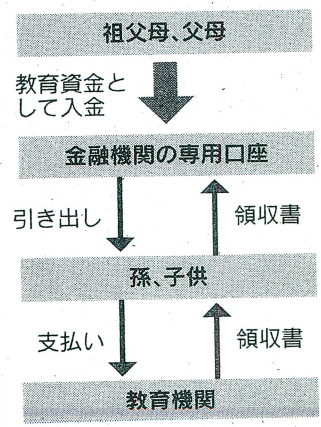
相続税を軽減する手立として最近注目されるのが「教育資金の一括贈与」だ。教育資金を孫などへ贈与する場合、1人当たり1500万円まで非課税になる制度で、2013年4月に始まった。非課税枠が大きく資産を効率よく減らせるとして

教育資金、一括で効率よく

活用する層が増えている。教育資金はもともと必要額をその都度渡すなら課税されない。これに対して同制度は、当面使わない分も含めてまとまった額を非課税で贈与できるのがポイントだ。現行15年未までとされる期限は延長される方向だ。贈与する際は、非課税専用の口座を銀行などに開き、教育資金として入金する。名義は孫や子供にし、将来、教育費が必要になった時点で資金を引き出す仕組みだ。孫な

1500万円まで非課税

贈与時には専用口座に入金



どへ援助を惜しまない祖父母らの心をつかみ、関連する信託商品には申し込みが相次いでいる。対象は幼稚園や小中学校、高校、大学の入学金、授業料、学用品代など。学習塾や予備校、習い事

の月謝も原則500万円までは対象。受け取った領収書を金融機関に提出する必要がある。いったん贈与したら原則として後で取り消せない点には注意が必要だ。

(随時掲載)